

佐太東町2丁目市有地利用調整委員会規約

- 1 本会は、佐太東町2丁目市有地（以下「用地」という。）の利用者間の、利用等の調整を行うことを目的とする。
- 2 本会は、用地利用登録団体をもって組織する。
- 3 本会に、代表を置く。
- 4 代表は、本会を代表し、本会の運営を司る。
- 5 本会は、用地の利用許可条件を遵守し、次の項目の業務を行う。
 - ① 利用申請提出者間の利用についての調整を行う。
 - ② 利用予定表を作成するとともに、各月の利用状況を市へ報告する。
 - ③ 市との連絡調整をとる。
 - ④ その他市が必要と認めること。
- 6 代表は、用地の管理運営・利用調整のため、随時会議を招集することができる。
- 7 この規約に定めることのほか、用地利用時の管理運営及び利用調整に必要な事項について、別に定めることができる。